

第110回(2022年5月度)監査技術ゼミ 結果報告

運営委員長 菊谷 純
(文責: 松下 洋二)

1. 開催日時 2022年5月31日(火) 午後2時00分～午後5時00分
2. 開催方法・場所 ZOOMを利用したオンライン会議方式
講師はオフィスより解説
司会(委員長)は自宅より進行
委員は自宅または職場にて参加およびオンライン会議のサポート
3. テーマ 不正事象に遭遇した監査役はどのように行動すべきか
～最近の2つの調査報告書を題材として監査役に求められる行動規範を考える～
4. 講師 東京霞ヶ関法律事務所 弁護士 遠藤元一氏
5. 出席者 59名
6. 配布資料 (事前に参加予定者にメールで送付)
監査懇話会 監査技術ゼミ「不正事象に遭遇した監査役はどのように行動すべきか
～最近の2つの調査報告書を題材として監査役に求められる行動規範を考える～」
2022年5月31日 東京霞ヶ関法律事務所 弁護士遠藤元一

7. 議事次第

1) 運営委員長より開会の挨拶

菊谷運営委員長よりオンライン参加者のZOOM接続状況を確認したのち、開会挨拶と本日のテーマ紹介を行い、講師の遠藤元一氏を紹介された。

なお出席者の内、旧独立委員会セミナーも含めて当ゼミへの初参加者は以下の通り。

日本冶金工業㈱ 常勤監査役 小林 靖彦 氏
王子物流㈱ 監査役 松下 泰之 氏

2) 講義

午後2時4分より、講師が自己紹介を行った後、資料に従い、第1の事例(アウトソーシング社不正会計)、第2の事例(会計限定監査役の法的責任に関する最高裁判例)について講義が行われた。途中、3時00分から15分間をチャット記入時間にあて、3時15分からチャットでの質問に対する解説を行った後、再び講義に戻り、資料の後半部分について、第3の事例(パナソニックの不正な国家資格取得)および議論・検討の視点として「変動するガバナンス改革と不祥事対応」について解説が行われ、3時56分に講義が終了した。

3) 質疑応答および意見交換等

講義終了後、休憩および2回目のチャット記入時間を設け、4時2分から4時58分まで出席会員会友と質疑応答および意見交換が活発に行われた。

質疑応答および意見交換の要旨は以下の通り。

○第1の事例(アウトソーシング社不正会計)

- ・ 代表取締役の任務懈怠責任立証のハードルが高いとのことだが、金商法違反で任務懈怠を問えるのではないか。

- ・ 任務懈怠責任の立証において、裁判所が第三者委員会報告書をあまり重視しない理由は何か。
- ・ 会計監査人（監査法人）の監査能力が貧弱ではないか
- ・ 監査役は気づいていたのではないか。やはり、監査役選任議案を執行側が出すことの限界ではないか。
- ・ 最近の会計不正を鑑みると、監査法人の制度疲労ではないか。業務が増えすぎている。経営者が内部統制の無効化を図ったら、会計監査人は見抜けない。

○第2の事例（会計限定監査役の法的責任に関する最高裁判例）

- ・ 差し戻し審に期待。
- ・ 監査役の責任を加重する特段の合意があって、スキルマトリックスに役割期待の明示がある場合はどうか
- ・ 監査役選任理由に「公認会計士としての知見を活かして欲しい」と記載があれば責任加重できるのではないか。
- ・ 経営執行側の責任の方が重いのではないか

○第3の事例（パナソニックの不正な国家資格取得）

- ・ 日本の製造業の共通の問題。顧客からあるいは社内での高すぎる要求レベルを下げるべきではないか。

○議論・検討の視点として「変動するガバナンス改革と不祥事対応」

- ・ 日本の会社法では、執行と監督の完全分離は不可能とのことだが、それはどのような意味か。
- ・ 東芝の今年の株主総会における取締役選任議案をどう評価するか。
- ・ 内部通報制度の拡充に際し、監査役も内部通報の業務従事者になるべきか。
- ・ 次期CGコード改訂で社外取締役過半数化が制度化されると、監査役制度は実質的に不要との見解をどう思うか。
- ・ CGS研で監査等委員会への移行と執行の権限強化が議論されているが、守りのガバナンスがますます軽視されないか。
- ・ KAM で内部統制の不備やマネジメントオーバーライドに言及している会社がないことをどう評価すべきか

4) 委員長より閉会の挨拶

質疑応答の後、菊谷運営委員長が講師に感謝の意を表されるとともに、参加者に対しアンケートへの協力要請を行う（後日メールで発信）とともに、次回の監査技術ゼミは6月8日（水）に開催予定の旨案内した後、4時57分に閉会となった。

以上